公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 業務の概要

- (1) 業務名 新議員出退表示システムの構築等及び賃貸借等業務
- (2) 業務の内容 次に掲げる業務とし、詳細は新議員出退表示システムの構築等及び賃貸借等業務に係る公 募型プロポーザル参加要領(以下「参加要領」という。)による。
 - ア 新議員出退表示システム構築等業務 既存の議員出退表示盤の撤去、新たに議員の出退状況を表示する ディスプレイの設置及び議員出退表示システムの構築
 - イ 賃貸借等業務 アにより整備した機器一式の賃貸借及び保守管理業務
- (3) 履行期間
 - ア 新議員出退表示システム構築等業務 契約日から平成20年9月19日(金)まで。なお、この期間内にはシステムを完全に稼働させるものとする。
 - イ 賃貸借等業務 平成20年9月20日(土)から平成25年3月31日(日)まで
- (4) 予算額
 - ア 新議員出退表示システム構築等業務 3,815 千円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
 - イ 賃貸借等業務 7,672 千円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

(年度別内訳)

平成 20 年度 976 千円

平成21年度から平成24年度まで 総額6,696千円

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成20年6月10日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成20年6月10日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会 社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平 成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 本件業務の参加表明書の提出の日までの間に、平成 18 年度鳥取県告示第 841 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格を有するともに、その資格区分が役務の情報処理サービス及びリース・レンタルの事務用機器に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されてないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成20年6月13日(金)午後5時までに5の(6)の場所に提出すること。

(5) 県内に入札及び契約締結の権限を有する本店、支店又は営業所を有すること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、新議員出退表示システムの構築等及び賃貸借等業務に係る企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)において、次の事項について、別に定める評価基準に基づき、各評価委員が個別に

評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

- (1) 実施体制
- (2) スケジュール
- (3) 基本構想及び仕様書の充足性
- (4) 操作機能
- (5) セキュリティ対策
- (6) マニュアル及び教育
- (7) プログラム
- (8) 本件業務に要する経費

4 最優秀提案者の選定

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 参加要領の交付

参加要領は、平成 20 年 6 月 10 日 (火) から同月 13 日 (金) までの間にインターネットのホームページ (http://www.pref.tottori.jp/gikai/) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

平成20年6月10日(火)から同月13日(金)までの日の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県議会事務局総務課

電話 0857-26-7881

ファクシミリ 0857-26-7461

電子メール gikaisoumu@pref.tottori.jp

(2) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に基づき、参加表明書を作成し、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する 法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する 特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準じるもの(親展扱いとす ること。)によること。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出期間及び時間

平成20年6月10日(火)から同月23日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

なお、送付による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 参加資格の確認

(2)により提出のあった参加表明書を審査の上、この公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、そ

の結果を平成20年6月24日(火)までに通知する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

参加要領に基づき企画提案書及び費用内訳書を作成して、持参すること。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出期限及び時間

平成 20 年 6 月 25 日 (水) から同月 30 日 (月) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) の午前 9 時から 午後 5 時まで

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に基づき質問書を作成し、持参、ファクシ ミリ又は電子メールにより提出すること。

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 受付期限

平成20年6月20日(金)正午まで

(6) 2(4)の競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7824 又は7433

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4により順位付けされた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

(2) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に要する一切の経費は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

ア 委託業者として選定された提案者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契 約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属するものとする。

イ 委託業者として選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 県は、提案者に対して企画提案書の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(4) その他

詳細は、参加要領による。